

「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」の
「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への登録に関する
ユネスコ「無形文化遺産の保護のための政府間委員会」の決定
(2016年11月30日。JJC 仮訳)

本委員会は、

1. ドイツが、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への登録に向けて、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」（第01200号）を提案したことを確認した。

協同組合は、自発的に集った人びとの組織であり、生活水準の向上をめざし、共通する課題を乗り越え、ポジティブな変化を促進するために、社会的、文化的、経済的なサービスをコミュニティのメンバーに提供する。個人の責任を国の取り組みの上位におく補完性の原則に基づき、協同組合は、共通の利益と価値を通して、雇用創出や高齢者福祉から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、社会的な問題に対する革新的な解決策を編み出し、コミュニティづくりを可能にする。誰でも参加でき、組合員は組織の持分を取得でき、組織の今後の方向性について意見をいうことができる。このシステムにより、農業者、手工業者、起業家が低利の融資を利用できるようになっている。今日、ドイツの人口のおよそ4分の1が協同組合の組合員である。農業者や手工業者に加え、パン製造販売業者と精肉販売業者の90%、小売業者の75%が加入している。学生が経験を積むことを目的として設立された協同組合もある。関連する知識と技術は協同組合、大学、ドイツ協同組合ライフアイゼン連盟、ドイツ協同組合アカデミー、ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会、ドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライフアイゼン協会を通して受け継がれている。

2. 提案書に含まれている情報から、本提案が以下の基準を満たしていると決定する：

要件1: 協同組合において共通の利益を追求するという思想と実践は、ドイツにおいて世代から世代へと受け継がれてきたものであり、条約の第2条で定義された無形文化遺産を構成する。協同組合を通じた協同は世界的な事象である一方、今回の提案においてはドイツにおけるコミュニティの固有の特徴が強調されている。協同組合を担う人びとどうしの相互の

尊重、平等、連帯は、コミュニティの率先した取り組みの結果として、法によって保証されている。協同組合を通じて追求される共通の利益のなかでも、社会的・文化的な目的は際立っている。ドイツ全体を通して、2つの大きなボランティア団体が、協力し、知識の継承と社会的な実践を促進している。この案件のすべての実践者は、社会的、文化的、経済的な意味でこのコミュニティに一体化している。

訳注) 要件1は「無形文化遺産の保護に関する条約」運用指示書第2条に次のように定められています：「当該案件が無形文化遺産の保護に関する条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること」。なお、「無形文化遺産の保護に関する条約」については、外務省のウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_5a.pdf に訳文が掲載されています。

要件2: この案件の登録は、無形文化遺産の認知・認識の確保に貢献するだろう。なぜなら、ドイツにおける協同組合の担い手や実践者の多くが、教育文化、住居の建設や賃貸、農業、熟練の手工業、交通、金融システム等々の日常生活のさまざまな領域において、本案件について広めてくれるだろうからだ。人間存在に関わるニーズの充足における本案件の有効性により、本案件は、社会的一体性と持続可能な開発の確保にあたり無形文化遺産が果たす役割を明確に示している。代表的な一覧表への登録はまた、社会における同様の協同組合組織との対話を促進し、「連帯」のようなある種の価値の称揚を促進するだろう。

訳注) 要件2は「無形文化遺産の保護に関する条約」運用指示書第2条に次のように定められています：「当該案件の登録が、無形文化遺産の認知、その重要性に対する認識の確保と対話の促進に貢献し、そのようにして世界の文化の多様性を反映し、かつ人類の創造性を証明するものであること」。

要件3: この案件の実行可能性は、提案国の支援のもとドイツ・ヘルマン・シュルツ・デーリチュ協会およびドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会の取り組みによって確保されている。広報キャンペ

ーン、コンテスト、協同組合をテーマにした学校での学習、分野を越えた、協同組合をテーマとした文化的ハイキングコースのような新たな保護措置が提案されている。提案書は、協同組合の基本的な原則を侵害するような法的枠組みによって、この案件が文脈から切り離して考えられかねないこと、その点に関する継続的な交渉が必要であることを認識している。ドイツの開発協力が、社会的課題に対する対応として他国においてこの案件を促進するに際しては、現地のパートナーがそうしたニーズを表明する場合にのみ、また当該国の法や規制を厳密に遵守しながら、これを行う。

訳注) 要件 3 は「無形文化遺産の保護に関する条約」運用指示書第 2 条に次のように定められています：「当該案件を保護し促進することができる保護措置が講じられていること」。

要件 4: この提案書は、ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会およびドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会の代表者の協力のもとで準備された。この提案書は、これら 2 つの代表組織による、自由な、事前の、情報を提供された上での同意を表す手紙を提出している。この案件に関する様々なステークホルダーとの幅広い協議が、国内の無形文化遺産の目録づくり（2013 年）における広範で参加型のプロセスの一環として、実施されてきた。「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への登録に向けた本案件の提案への支持は、公共メディアを通じ、また、協同組合内部でのコミュニケーションのプロセスを通して確認された。

訳注) 要件 4 は「無形文化遺産の保護に関する条約」運用指示書第 2 条に次のように定められています：「当該案件が、関係する社会、集団、場合によっては個人の、可能な限り広範な参加、および彼らの自由で、事前の、情報を提供された上での同意を経て提案されたものであること」。

要件 5: この提案書は、2014 年の「ドイツ無形文化遺産目録」への本案件の登録に関連する抄本を提供している。伝統的な担い手、コミュニティ、NGO

がその登録のプロセスに参加した。当該の目録は、ドイツ・ユネスコ国内委員会によってとりまとめられ、管理され、更新されている。

訳注) 要件 5 は「無形文化遺産の保護に関する条約」運用指示書第 2 条に次のように定められています：「当該案件が、提案を行った締約国の領域内にある無形文化遺産の目録（条約第 11 条および第 12 条で規定）に含まれていること」。

3. 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」を登録する。

4. 要件 1～4 に関連して提案書に含まれた情報に関し、本委員会にご説明いただいたことに対して、ドイツの代表団に感謝する。